

# 官報

号外 昭和三十六年三月三十一日

## 第三十八回 衆議院會議録 第二十四号

昭和三十六年三月三十一日(金曜日)

議事日程 第十八号

昭和三十六年三月三十一日

午後一時開議

第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業協同組合合併助成法案(内閣提出)

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲手に関する法律案(内閣提出)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールク

セントブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三八号、參議院回付)

午後三時三十二分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業協同組合合併助成法案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一とともに、内閣提出、農業協同組合合併助成法案を追加して兩案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、農業協同組合合併助成法案、右兩案を一括して議題といたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年二月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

別表中 四 林道の改良、造成又は復旧に必要資金

要な資金

四の二 林業經營の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

年 八分十五年二年

第四条第一項中「七百八十億七千万円」を「八百六十九億七千万円」に改める。

第八条中「四人以内」を「五人以内」に改める。

第十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 林業經營の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

附則  
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由  
農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を八十九億円増額するとともに、公庫の業務として新たに林業經營の維持又は改善に必要な資金の貸付けを加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合合併助成法案

附則  
この法律は、昭和三十六年三月一日から施行する。

理由  
農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を八十九億円増額するとともに、公庫の業務として新たに林業經營の維持又は改善に必要な資金の貸付けを加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合合併助成法案

附則  
この法律は、昭和三十六年三月一日から施行する。

理由  
農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を八十九億円増額するとともに、公庫の業務として新たに林業經營の維持又は改善に必要な資金の貸付けを加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合合併助成法案

附則  
この法律は、昭和三十六年三月一日から施行する。

理由  
農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を八十九億円増額するとともに、公庫の業務として新たに林業經營の維持又は改善に必要な資金の貸付けを加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合合併助成法案

附則  
この法律は、昭和三十六年三月一日から施行する。

理由  
農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を八十九億円増額するとともに、公庫の業務として新たに林業經營の維持又は改善に必要な資金の貸付けを加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合合併助成法案

昭和三十六年三月三十一日 衆議院會議録第二十四号 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案外一案

(合併経営計画の樹立)

第二条 農業協同組合(以下「組合」という。)は、合併により、合併後の組合(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。)を適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画(以下「合併経営計画」という。)をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の規定は、合併する組合が農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう組合(以下「信用事業を行なう組合」という。)のみである場合並びに合併する組合のうち二以上の信用事業を行なう組合が含まれている場合に限り、適用する。

第三条 合併経営計画においては、次の掲げる事項を定めるものとする。

- 一 合併及び合併後の組合の事業経営についての基本方針に関する事項
- 二 合併契約の基本となるべき事項
- 三 合併後の組合の事業経営を適正かつ能率的に行なうことがで

きるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項

四 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

五 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

2 組合が前条第一項の規定により合併経営計画をたてるには、その組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

3 前条第一項の規定による合併経営計画の提出は、昭和四十年十二月三十一日までにするものとする。

(合併経営計画の適否の認定)

第四条 都道府県知事は、第二条第一項の認定をする場合には、政令で定めるところにより、都道府県農業協同組合中央会の意見及び組合に關し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

2 都道府県知事は、合併経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 一 合併後の組合の地区、組合員の数その他の構成が、その地域の自然的、経済的、社会的条件

に照らし、適正かつ能率的な事業経営を行なうのに十分なものであると認められること。

二 合併後の組合の事業経営に関する計画がその組合の前号の構成その他の経営条件からみて適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができるものと認められること。

第五条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

(助成措置)

一 合併経営計画に従い、その事業経営を適正かつ能率的なものにするため、施設の統合整備を行なう合併組合(前条第二項の認定に係る合併経営計画に従い当該認定に係る組合が昭和四十二年三月三十一日までに合併をした場合に、その合併後存続する組合又はその合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。)に対しその統合整備のため必要な施設の改良、造成又は取得に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 合併組合に駐在指導員を派遣してその合併経営計画の実施につき指導を行なう都道府県農業

協同組合中央会に対しその指導に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

三 都道府県が組合に対し合併経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則

理由

最近における農業事情その他の事情の推移にかんがみ、農業協同組合が合併経営計画をたて、これに従い合併をする場合に、合併に係る農業協同組合の事業経営を適正かつ能率的なものにするため必要な援助等の措置を講ずることにより、農業協同組合の合併を促進し、農民の協同組織の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂田英一君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔坂田英一君登壇〕

○坂田英一君 たいだいま議題となりました、内閣提出、農林漁業金融公庫法

の一部を改正する法律案、並びに、内閣提出、農業協同組合合併助成法案について、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫は、昭和二十八年設立以来、八年間にわたり、三千二百億圓に達する長期低利資金を、農林漁業者等に対し直接または間接に融通し、農林漁業の生産力の維持増進のために貢献して参つたのであります。政府は、昭和三十六年においても、引き続き、公庫に対し、農林漁業の生産基盤の強化と経営の安定に要する資金を追加投資いたしますとともに、新たに林業経営の維持及び改善に必要な資金の貸付等の措置を講ずることとし、このため公庫法の一部を改正し、うとして本案が提出せられたのであります。

しこうして、改正の内容は三点でございますが、まず、公庫の昭和三十六年度貸付契約計画は六百億圓であつて、その原資は五百六十四億圓、その調達方法は、政府出資金八十九億圓、借入金三百二十五億圓、回収金等百五十億圓と予定せられておりますが、原資のうち八十九億圓の政府出資を行なうことが、改正の第一点であります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、並びに、内閣提出、農業協同組合合併助成法案について、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

次に、公庫の新規事業として、みずから森林の経営を行なっている者に対する、その森林の保全管理に要する資金、造林のための土地取得資金及び疾病等の原因により林業経営の維持が困難となった場合の林業経営維持資金等を、年利五分五厘以内、償還二十年以内の条件で貸し付けることとするのが、改正の第二点であります。

次に、公庫事務の拡大に伴い、事業分量の増大に対応し、理事四名を五名に増員することが、改正の第三点であります。

本法案は、二月十八日委員会に付託となり、三月二日提案理由の説明を聴取し、三月二十八日、二十九日及び三十日の三日間にわたり質疑を行ない、同三十日質疑を終了いたしました。自由民主党から、公庫は、この法律施行の日から五年を限り、乳業者に対し、その者が集約酪農地域または酪農経営改善地区内において牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の改良、造成または取得をする場合において、これに必要な長期低利資金を、年利八分以内、償還期限十五年以内、据置期間三年以内の条件で貸し付けることができる旨の修正案が、また、日本社会党及び民主社会党から、公庫は、乳業者に対し、そのものが株式会社で、農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、その発行済み株式の

総数の過半数に当たる株式を有しているものに對し、そのものが牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の改良、造成または取得をする場合において、これに必要な長期低利資金を、年利八分以内、償還期限十五年以内、据置期間三年以内の条件で貸し付けることができる旨の修正案が、それぞれ提出されたのであります。

民社党稲富委員の討論の後、これらの修正案を採決いたしましたところ、日本社会党及び民主社会党提出の修正案は少数をもって否決、自由民主党提出の修正案は多数をもって可決され、次いで、修正部分を除く政府原案を採決いたしましたところ、全会一致をもって可決された次第であります。

なお、各党共同提案により、自作農維持創設資金の貸付限度の引き上げ及び貸付条件の大幅緩和を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致の賛成があつたことを付言いたします。

次に、農業協同組合併助成法案について申し上げます。

農業協同組合法が昭和二十二年に制定されて以来、農業協同組合は全国津々浦々に設立され、農民の協同組織として、その経済的、社会的地位の向上に貢献してきた功績には見るべきものがあるものであります。しかしながら、最近における社会経済の発展に伴う農業をめぐる客観情勢の推移に対応

し、農業協同組合の体質改善が強く要請されるとともに、農業協同組合の規模についても検討を加えるべき段階と相なつて参つたのであります。そこで、この際、経営規模の過小、事業基盤の狭小な農業協同組合の合併についての援助、助成等の措置を講ずることにより、適正かつ能率的な事業経営を行なう得る農業協同組合を広範に育成しようとして、本案が提出せられたのであります。

以下、本案の主たる内容を申し上げます。

第一に、本案による合併助成策は、総合農協の合併を中心に措置することとしたしております。

第二に、本案の対象として助成等を受けるには、農業協同組合が合併及び合併後の事業経営に関する合併経営計画を立て、それが適当である旨の都道府県知事の認定を受けることを必要としますが、都道府県知事がこの認定を行なうにあつては、都道府県農協中央会や学識経験者の意見を聞かなければならないこととしたしております。

第三に、合併経営計画が適当である旨の認定を受けた農業協同組合が合併をした場合に、その効率的な事業経営を行なうため、特に必要とする施設の整備に要する経費、合併後の農業協同組合に都道府県農協中央会が駐在指導員を派遣して、その事業経営の指導を

する場合の指導費、及び、農業協同組合の合併に対する都道府県の指導費について補助することとしたしております。

第四に、本案による助成等の措置は、昭和四十一年三月三十一日までに合併したものを対象とすることとしたしております。

なお、別途政府から提案せられております租税特別措置法の一部を改正する法律案によりまして、合併後の農業協同組合が、合併により解散した農業協同組合から引き継ぐ欠損金については、法人税の課税標準たる所得の計算上、損金算入を認めることとするほか、清算所得及び不動産登録についても、それぞれ現行の法人税法及び登録税法に対する特例措置を設ける等、合併推進の障害になると思われる諸問題につき、税制面で優遇措置を講ずることとしたしております。

以上、本案の骨子について申し上げますが、本案は、去る三月一日提出され、三月九日政府から提案理由の説明を聴取し、三月三十日、参考人を招致して意見を徴しました後、本日質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案はこれを全会一致可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、連合会段階の合併ないしは事業統合を促進し、合併組合に対して特別の融資、助成等を考慮

すべきである旨の附帯決議を付すことに決した次第であります。(拍手)

〔参照〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十八条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第三号中「及び第十八条の二を、第十八条の二及び附則第二十二項」に改める。

附則に次の二項を加える。

22 公庫は、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行の日から五年を限り、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第十八条の二第一項に規定する業務のほか、乳業を営む者に対し、その者が酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第三条の規定による集約酪農地域又は同法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村の区域内において牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合においてこれに必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機

関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行なうことがで

23 前項に規定する資金の貸付けの利率は年八分以内、償還期限は十五年以内、据置期間は三年以内で公庫が定める。

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一、すなわち、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正でござい

「賛成者起立」

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

次に、農業協同組合併助成法案につき採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

「賛成者起立」

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年二月二十二日 内閣総理大臣 池田 勇人

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

第一条 政府は、当分の間、沖繩島那覇に置かれる琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及を図るために必要な総理府令で定める物品を譲与することができる。

(電気通信設備の譲与) 第二条 政府及び日本電信電話公社(以下「公社」といふ)は、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備であつて、昭和三十六年度一般会計予算の国庫債務負担行為に基づき締結される契約により政府が経費を負担し、公社がそれに必要な資材の一部を提供して沖繩島に設置するものを譲与することができる。

2 公社は、前項に掲げる資材を提供しようとするときは、その資材の種類及び数量について、郵政大臣の認可を受けなければならない。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

労働省設置法の一部を改正する法律 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第四条中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「職業安定局」を「職業訓練局」に改め、同条第二項中「及び職業訓練部」を削る。

第十条第一項中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とし、第四号の四を第四号の三とし、同項第八号中「職業訓練法、炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五条の規定を除く。)」に改め、同条第二項中「第四号の三」を「第四号の二」に改め、同条第三項を削る。

第二章第一節中第十条の次に次の一条を加える。

(職業訓練所の事務) 第十条の二 職業訓練所において一 職業訓練計画の策定に関すること。

右 国会に提出する。 昭和三十六年二月二十四日 内閣総理大臣 池田 勇人

二 公共職業訓練及び事業内職業訓練に関すること。

三 職業訓練指導員の免許に関すること。

四 技能検定に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、職業訓練法の施行及び炭鉱離職者に対する職業訓練に関することその他労働者の技能の向上に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

職業訓練に関する事務の円滑な遂行を期するため、本省の内部部局として職業訓練局を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年三月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「研究部及び」を削る。

第七條中第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二 農林畜水産業に関する基本的な政策及び計画を樹立し、並びにこれに関し必要な調査及び分析を行なうこと。

十三 農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。

十四 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行なうこと。

第八條第一項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号及び第三十号を削り、同

第九條第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同條第四項中「第十五号」を「第十四号」に改める。

第十條第一項中第五号の六及び第六号を削り、第五号の七を第六号とし、第七号中「農業」の下に「畜産業を含み、蚕糸業を除く。以下この条において同じ。」を加え、同項第八号中「都道府県その他試験研究機関の行

試験研究及び」を削り、同項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、

第十三号中「自然科学的試験研究及び」を削り、同号を同項第十一号とし、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

2 普及部においては、前項第六号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第十一條第十一号中「畜産に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行い当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十二條第八号中「蚕糸に関する試験研究を企画し、並びに関係試験研究機関の行い当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十四條各号を次のように改める。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

三 農林省の試験研究機関の行なう試験研究と農林省の本省及び外同の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること。

四 農林省の試験研究機関の行なう試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

五 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

六 都道府県その他の者の行なう農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成及び当該試験研究についてのこれらの者との連絡に関すること。

七 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行なう者の資質の向上に関すること。

八 農林省の本省の試験研究機関の行なう試験研究に関する事務の総括に関すること。

第十七條中「農業技術研究所」を「農業技術研究所」を

「農業技術研究所」に、「放射線育種場」を「放射線育種場」に改め、「農村工業指導所」を削る。

第十八條第一項中「調査研究、分析」を「基礎的調査研究並びにこれに関連する分析」に改める。

第十八條の次に次の五條を加える。

(農事試験場)

第十八條の二 農事試験場は、農業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習(農林省の本省の他の附属機関の所掌に属するものを除き、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に関するこれ

らの事項を含む)を行なう機関とする。

2 農事試験場は、農業技術研究所に附置する。

3 農事試験場は、埼玉県に置く。

4 農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

5 農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(畜産試験場)

第十八條の三 畜産試験場は、畜産に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 畜産試験場は、千葉県に置く。

3 農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

4 畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(園芸試験場)

第十八條の四 園芸試験場は、園芸に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 園芸試験場は、神奈川県に置く。

昭和三十六年三月三十一日 衆議院會議録第二十四号

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律 五三一

昭和三十六年三月三十一日 衆議院會議録第二十四号

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律 五三二

- 3 農林大臣は、園芸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に園芸試験場の支場を設けることができる。
- 4 園芸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
- (茶業試験場)
- 第十八条の五 茶業試験場は、茶業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。
- 2 茶業試験場は、静岡県に置く。
- 3 農林大臣は、茶業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に茶業試験場の支場を設けることができる。
- 4 茶業試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
- (農業土木試験場)
- 第十八条の六 農業土木試験場は、農業土木に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。
- 2 農業土木試験場は、神奈川県に置く。
- 3 農林大臣は、農業土木試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農業土木試験場の支場を設けることができる。
- 4 農業土木試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

- 第十九条第一項中「調査研究」を「試験研究、調査」に改め、同条第二項の表中
- |           |     |
|-----------|-----|
| 東北農業試験場   | 岩手県 |
| 関東東山農業試験場 | 埼玉県 |
| 岩手県       |     |
| 埼玉県       |     |
- を「東北農業試験場 岩手県」に改める。
- 第二十二条の二の次に次の一条を加える。
- 第二十二條の三 食糧研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。
- 一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査
  - 二 食糧に関する分析、鑑定及び検定
  - 三 試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布
  - 四 食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習
- 食糧研究所は、東京都に置く。
- 農林大臣は、食糧研究所の事務を分掌させるため、所要の地に食糧研究所の支所を設けることができる。
- 食糧研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
- 第二十七條第二項の表を次のように改める。

名称	位置	管轄区域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県
名古屋植物防疫所	名古屋市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
神戸植物防疫所	神戸市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(下関市を除く)、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司植物防疫所	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、下関市

- 第二十九條及び第三十條を次のように改める。
- 第二十九條及び第三十條 削除
- 第四十八條中第七號を削り、第八號を第七號とする。
- 第五十一條から第五十三條までを次のように改める。
- (食糧管理講習所)
- 第五十一條 第五十四條に規定するもののほか、食糧庁に附属機関として食糧管理講習所を置く。
- 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行なう機関とする。
- 食糧管理講習所は、愛知県に置く。
- 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。
- 第五十二條及び第五十三條 削除

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七條及び第十八條

附則

厚生省設置法の一部を改正する法律案

理由

農林水産技術会議に農業に関する試験研究に関する事務の総括に関することを所掌させるとともに、農業に関する試験研究機関を再編成し、あわせて大臣官房の所掌事務の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年三月三日  
内閣総理大臣 池田 勇人

厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「医薬」として撰取するものを「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 「医薬品」とは、薬事法に規定する医薬品をいう。

第二条中第六号を第八号とし、同号を次のように改める。

八 「医療用具」とは、薬事法に規定する医療用具をいう。

第二条第五号の次に次の二号を加える。

六 「医薬部外品」とは、薬事法に規定する医薬部外品をいう。

七 「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第六条第一項中「八局」を「九局」に、「公衆衛生局」を「公衆衛生局環境衛生局」に、「引揚援護局」を「援護局」に改め、同条第二項中「公衆衛生局環境衛生部」を削り、「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第七条第三項中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第九條第一項中第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(環境衛生局の事務)

第九條の二 環境衛生局において

一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

二 旅館業法を施行すること。

三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

四 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

五 ねずみ、こん虫等の駆除に関すること。

六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。

七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。

八 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

九 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締りを行なうこと。

十 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)、へい獣処理場等

に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)を施行すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に關すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十二 前各号に掲げる事務に係る価格の統制に關すること。

第十條中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 医療機関の経営管理に関する調査及び指導に關すること。

第十條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 医療上の国際協力に関する事務を行なうこと。

第十條に次の一号を加える。

十一 国立がんセンターに関すること。

第十四條の三(見出しを含む)中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五條中 「病院管理研究所」を「国立がんセンター」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査所」に改める。

第十七條の二第一項中「調査研究」の下に「及び精神衛生技術者の研修」を加える。

第二十一條第五項中「看護婦」の下に「准看護婦」を加える。

第二十三條見出しを含む)中「病院管理研究所」を「病院管理研究所」に改める。

第二十三條の二の次に次の一条を加える。

(国立がんセンター)

第二十三條の三 国立がんセンターは、がんその他の悪性新生物に關し、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修をつかさどる機関とする。

第二十九條第一項の表中 「引揚同胎対策審議会」

第三十一條中「国立病院特別会計の經理」の下に「国立がんセンターに係るものを除く」を加える。

附則第四項中「昭和三十六年三月三十一日」と「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律中第二條及び附則第四項の改正規定は公布の日から、国立がんセンターに關する規定及び附則第二項の規定は昭和三十七年一

月一日から、その他の規定は昭和三十六年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

2 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第四号中「及び国立療養所」を、「国立療養所及び国立がんセンター」に改める。

2 国立がんセンターは、東京都に置く。

3 国立がんセンターの内部組織は、厚生省令で定める。

第二十八條の次に次の一条を加える。

(社会保険研修所)

第二十八條の二 社会保険研修所は、社会保険(国民年金を含む)の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。

2 社会保険研修所は、東京都に置く。

3 社会保険研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

引揚同胎対策審議会設置法(昭和三十三年法律第二百十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胎対策に関する事項を調査審議すること。

月一日から、その他の規定は昭和十六年四月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

2 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第四号中「及び国立療養所」を、「国立療養所及び国立がんセンター」に改める。

理由

公衆衛生局環境衛生部を廃止して環境衛生局を設置するとともに、新

たに附属機関として国立がんセンター及び社会保険研修所を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○久野忠治君 たいま議題となりました四法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法案の要旨を申し上げます。沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案は、沖繩の農業技術の改良を援助するため必要な物品を譲与することができることと、本邦と沖繩との間の電気通信の改善を援助するため必要な電気通信設備を譲与することができることといたすこととであります。

次に、労働者設置法の一部を改正する法律案は、職業訓練に関する諸施策を総合的、かつ、積極的に推進するため、新たに職業訓練局を設置することとあります。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、大臣官房の所掌事務を整備して、企画、調査機能を強化することであり、第二は、農業に關

昭和三十六年三月三十一日 衆議院會議録第二十四号

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信設備の譲与に関する法律  
案外三案(通商)に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件  
五三四

する試験研究の管理事務を、農林水産技術会議において総括処理せしめるため、関係部局の所掌事務を整備するとともに、振興局の研究部を廃止することであり、第三は、農業技術研究所と農業試験場の特定部門を分離統合して、新たに五つの試験場を設置するほか、食糧研究所を本省の付属機関とする等、農業に関する試験研究機関の再編成を行なうことであり、第四は、本省の付属機関として名古屋植物防疫所を設置することであり、

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、環境衛生関係行政の効率的な遂行を確保するため、公衆衛生局環境衛生部を廃止して、新たに環境衛生局を設置することであり、第二は、がんに関する診断、治療及び調査研究を推進するため、国立がんセンターを設置することであり、第三は、国民年金を含む社会保険に関する事務について、職員研修を計画的に行なうため、社会保険研究所を設置することであり、第四は、医療制度調査会の審議がまだ十分に尽くされていないので、その存続期間をさらに一年間延長することであり、その他、引揚援護局を援護局と、病院管理研究所を病院管理研究所と、それぞれ改称することであり、

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(清瀬一郎君) 四案を一括して採決いたします。  
四案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、四案とも委員長報告の通り可決いたしました。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件  
○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。  
すなわち、この際、通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

以上四法案は、本日質疑を終了、討論の申し出もなく、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられませんでした。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右  
昭和三十六年二月十四日  
内閣総理大臣 池田 勇人

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件  
通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由  
政府は、オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の通商関係を促進するため、昭和三十

十五年十月八日に東京で、通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定及びその不可分の一部をなす議定書に署名し、同時に、オランダ王国との間に同国との間の現行の通商航海条約と前記協定との関係に関する公文の交換を行なつた。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ経済同盟との間の協定  
一方日本国政府並びに  
他方千九百五十三年十二月九日に締結された通商政策に関する議定書に基づいて共同して行動する  
オランダ王国政府及び  
自己の名において、かつ、現行の諸協定に従いルクセンブルグ大共和国政府をも代表して行動するベルギー王国政府は、  
それぞれの領域の間における貿易をできる限り促進しようとして、  
次のとおり協定した。

第一条  
すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに関し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、輸出貨物に対する内国税の適用に関し、輸入貨物について又はこれに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税徴金に関し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、いずれか一方の締約国がいずれかの第三国を原産地とする産品又はいずれかの第三国に仕向けられる産品に対して与えているか、又は将来与えるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国を原産地とする同様の産品又は他方の締約国に仕向けられる同様の産品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられるものとす

第二条  
1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入に対し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての産品の輸出に対し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限さ



れ、又は禁止されている場合は、この限りでない。

2 1の規定にかかわらず、いずれの二方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、国際通貨基金協定に従つて適用される為替制限と同等の効果をも有し、又はその為替制限を効果的にするため必要とされる制限又は統制をすることができらる。

第三条

1 この協定の規定は、いずれの一方の締約国の貿易に対しても、他方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定を適用する国に対して与える権利のある待遇又は与える義務のある待遇より有利な待遇を与えるものと解してはならない。締約国は、できる限り、かつ、締約国の政府間で随時合意するところに従い、この協定に規定されていない事項に関し、締約国間の通商関係について、関税及び貿易に関する一般協定の規定を適用するものとする。

2 この協定の規定又はこの協定の規定に従つて執られる措置は、関税及び貿易に関する一般協定第三十五条の規定に基づき、いずれの一方の締約国の権利にも影響を及ぼすものでなく、また、関税及び貿易に関する一般協定の適用に関する締約国間の交渉におけるいずれの

一方の締約国の自由をも損するものではない。

第四条

締約国は、海運業務が世界の通商に差別なしに利用されることを促進することに同意する。この目的のため、締約国は、諸政府による差別的な措置及び不必要な制限で、国際貿易に従事する海運に影響のあるものの除去を奨励することに同意する。

第五条

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国がこの協定の運用から生ずる問題に関して行なり申入れに対して好意的考慮を払わなければならない。また、協議のため適当な機会を他方の締約国に与えなければならない。

2 この協定の運用に関する協議は、いかなる場合にも、毎年行なわなければならない。

第六条

1 この協定は、ルアンダ・ウルンディに適用する。  
2 (a) この協定は、スリナム及びオランダ領アンティールについては、日本国政府がオランダ王国政府から書面による適用の通告を受領した後一箇月までは適用しない。  
(b) オランダ王国政府は、日本国政府に対し三箇月の予告をもつて書面により通告することによ

つて、第七条2に掲げる最初の三年の期間の終りに又はその後いつでも、この協定のスリナム又はオランダ領アンティールへの適用を終了させることができらる。

第七条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、日本国政府に寄託するものとする。この協定は、三番目の批准書が寄託された日に効力を生ずる。

2 この協定は、効力発生の日から三年間効力を有し、その後も効力を存続する。ただし、この協定は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも三箇月の予告をもつて書面により通告した場合に、前記の三年の期間の終了の日又はその後に終了する。

以上の証拠として、このために正当に委任された下名の代表者は、この協定に署名した。

千九百六十年十月八日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

小坂善太郎

オランダ王国政府のために  
N・A・J・デ・フォークト

ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために  
ユージエヌ・デュ・ボワ

第一議定書

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定に署名するに当たり、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受け、さらに、同協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 協定の最惠国待遇の規定は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対して日本国が与えているか又は将来与える利益については、当該地域に対する行政、立法及び司法に關して同条後段に定める状態が存続する限り、適用しない。

2 欧州経済共同体の加盟国が共通の通商政策を採用することに決定し、かつ、その政策上必要な場合には、相互に受諾可能な解決（協定の必要な修正を含む）を見いだすため、できる限りすみやかに交渉を開始するものとする。

以上の証拠として、下名の代表者は、この議定書に署名した。

千九百六十年十月八日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

小坂善太郎

オランダ王国政府のために  
N・A・J・デ・フォークト

ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために  
ユージエヌ・デュ・ボワ

第二議定書

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定に署名するに当たり、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受け、さらに、同協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 いずれの一方の締約国も、予見されなかつた事態の発展の結果、他方の締約国のいずれかの産品が同様の産品又は直接的競争産品の国内の生産者に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある条件でその領域内に輸入されていること及びその損害を防止し、又は救済するためならぬかの措置を必要

とすることに合理的な証拠があることを認めるときは、他方の締約国に対し、書面をもつてその旨を通告しなければならない。締約国は、この通告が行なわれたときは、相互に満足する解決を見いだすため、直ちに協議に入らなければならない。

2 前記の協議が相当な期間内に相互に満足する解決をもたらされなかつたときは、輸入締約国は、当該産品について、その損害を防止し、又は救済するため必要な限度で及び必要な期間、協定に基づく義務を停止することができる。

3 緊迫した事態においては、すなわち遅延すれば回復し難い損害を生ずる場合には、2の規定に基づく措置は、1に掲げる通告が行なわれた後、又は同項に掲げる協議が完了する前に、暫定的に執ることが出来る。ただし、協議は、相互に満足する解決を見いだすため、継続しなければならない。

4 (a) 輸出締約国は、2又は3の規定に基づいて輸入締約国が執つた措置によりその利益を著しく阻害するほど多くの数の産品又は多くの量の貿易に影響を受けると認めるときは、それまでに発展した事態(執られた措置を含む)について、輸入締約国と

協議を行なうことを書面により要請することができる。

(b) 相当な期間内に満足する合意に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国が執つた措置の効果と実質的に等しい限度で、協定に基づく義務を停止することができる。

(c) 輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、直ちにその義務の停止を終了させなければならない。

5 2、3又は4の規定が適用された場合には、締約国は、個別に及び相互に協力して、協定に定める状態をできる限り完全にかつすみやかに復活するため、最善の努力をしなければならない。

6 (a) いずれか一方の締約国において他方の締約国の特定の産品について輸入制限が従来から継続して実施されており、かつ、当該産品に対する制限を突然撤廃すれば同様の産品又は直接的競争産品の国内の生産者に重大な損害を生ずる場合には、輸入締約国は、過渡期的措置として、締約国の政府間で合意される輸入制限を適用することができる。

(b) 前記の制限を適用する締約国は、次のことを約束する。  
(i) 他方の締約国の貿易に対し、市場の公平なかつ合理的な割当分を与えること。  
(ii) できる限り早い時期に前記の制限を緩和し、又は撤廃するための政策を実施すること。

7 この議定書は、協定が第七条の規定に従つて効力を有している間は、関税及び貿易に関する一般協定が締約国間に適用される時に効力を失う。

以上の証拠として、下名の代表者は、この議定書に署名した。  
千九百六十年十月八日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために  
小坂善太郎

オランダ王国政府のために  
N・A・J・デ・フォイグト

ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために  
ユージニス・デュ・ボワ

交換公文

(日蘭通商航海条約に関する交換公文)  
(オランダ側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された通商に関する

一方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟と他方日本国との間の協定(以下「協定」といふ)に関し、次のことがオランダ王国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

協定が効力を有している限り、オランダ王国と日本国との間で千九百二十二年七月六日にヘーグで署名された通商航海条約の規定がこの協定に合致しないものは、協定をもつて代える。もつとも、このように代えられた前記の千九百二十二年の条約の規定は、協定が終了した時に自動的に再び実施され、同条約に定めるところにより終了するまで、引き続き完全な効力を有する。

本使は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。  
千九百六十年十月八日  
N・A・J・デ・フォイグト  
日本国外務大臣  
小坂善太郎閣下

(日本側書簡)  
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

千九百六十年十月八日  
小坂善太郎

本使は、本日署名された通商に関する一方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟と他方日本国との間の協定(以下「協定」といふ)に関し、次のことがオランダ王国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

協定が効力を有している限り、オランダ王国と日本国との間で千九百二十二年七月六日にヘーグで署名された通商航海条約の規定がこの協定に合致しないものは、協定をもつて代える。もつとも、このように代えられた前記の千九百二十二年の条約の規定は、協定が終了した時に自動的に再び実施され、同条約に定めるところにより終了するまで、引き続き完全な効力を有する。

本使は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。  
千九百六十年十月八日  
小坂善太郎

本大臣は、さらに、前記の書簡に盛り込まれている了解を日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。  
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。  
千九百六十年十月八日  
小坂善太郎

日本国駐在オランダ王国特命全權大使  
N.A.J. デ・フォーグト  
閣下

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長堀内一雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔堀内一雄君登場〕

○堀内一雄君 たいだいま議題となりました、通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。政府は、わが国に対しガット第三十五条を援用しております諸国につきまして、貿易関係の正常化のため、同条援用撤回の交渉を行なうとともに、

他方、相手国の事情に応じ、通商条約の締結交渉を行ないつつありますが、そのうち、オランダ、ベルギー及びルクセンブルグに対しまして、昨年五月から通商協定締結に関する交渉を行なってきました結果、交渉妥結を見まして、十月八日、東京でこの協定に署名調印を了しました。  
この協定の内容は、基本的には、さきにわが国とオーストラリアとの間に締結いたしました通商協定にならざるものでありまして、関税及び輸出入につ

いての最恵国待遇の相互供与のほか、国際海運上の差別的措置及び不必要な制限の除去を奨励する旨の規定をも含んでおり、また、付属議定書で、いわゆる緊急措置に関して規定してあります。

本件は、二月十四日本委員会に付託されましたので、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録につき御了承願います。

かくて、三月三十一日、討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(清瀬一郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後三時五十三分休憩

午後六時四十七分開議

○議長(清瀬一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

参議院から租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)が回付されてきました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)の参議院回付案を議題といたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十六年三月三十一日

参議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 清瀬 一郎 殿

第八十一条の次に次の一条を加える。  
(修正に係る条本文を掲げ、  
小字及び〇は修正)

第八十一条の二 農業協同組合が農業協同組合合併助成法第四条第二項の認定を受けて合併した場合には、当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併により取得する不動産の権利の取得の登記

については、大蔵省令で定めるところにより、昭和三十六年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録税を免除する。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、○第十四条及び第五十一条の改正規定並びに第六十七條の次に掲げ及び第二五条及び第六六條の改正規定並びに第二八條の次に掲げ並びに第三二條の次に掲げる改正規定中建設工業技術研究組合に係る部分については、建設工業技術研究組合法(昭和三十三年法律第五十五号)の施行の日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

○議長(清瀬一郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後六時四十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

出席国務大臣

外務大臣 小坂善太郎君  
厚生大臣 古井 喜實君  
農林大臣 周東 英雄君  
出府府務委員 藤枝 泉介君  
大蔵政務次官 大久保武雄君  
労働政務次官 柴田 栄君

○朗讀を省略した議長長の報告

〔法律公布案上及び通知〕

一、昨三十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
簡易生命保険法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、昨三十日、山崎事務局長から伊藤裁判官訴追委員会委員長及び河野参

昭和三十六年三月三十一日 衆議院會議録第二十四号 朗読を省略した議長の報告

議院事務総長宛、本院は裁判官訴訟委員予備員に服部安司君を選任し、同君の職務を行なう順序は第四順位と指定した旨通知した。  
(通知書受領)

一、昨三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律  
中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

関稅暫定措置法の一部を改正する法律  
関稅暫定措置法の一部を改正する法律  
関稅暫定措置法の一部を改正する法律

一、昨三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。  
内閣委員

- 原 茂君 柳田 秀一君
- 有馬 輝武君 森本 靖君
- 地方行政委員
- 飯谷 忠男君 松浦 東介君
- 農林水産委員
- 中山 榮一君 松浦 東介君

- 西村 関一君 飯谷 忠男君
- 菅 太郎君 川俣 清吉君
- 運輸委員
- 内海 清君 田中幾三郎君
- 通信委員
- 受田 新吉君 内海 清君
- 予算委員
- 菅 太郎君 中山 榮一君
- 決算委員
- 森本 靖君 山中 吾郎君
- 西村 関一君 原 茂君

(常任委員補欠選任)  
一、昨三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

- 内閣委員
- 森本 靖君 有馬 輝武君
- 柳田 秀一君 原 茂君
- 地方行政委員
- 松浦 東介君 飯谷 忠男君
- 農林水産委員
- 菅 太郎君 飯谷 忠男君
- 川俣 清吉君 松浦 東介君
- 中山 榮一君 西村 関一君
- 運輸委員
- 田中幾三郎君 内海 清君
- 通信委員
- 内海 清君 受田 新吉君
- 予算委員
- 中山 榮一君 菅 太郎君
- 決算委員
- 原 茂君 西村 関一君
- 山中 吾郎君 森本 靖君

(特別委員辞任)  
一、昨三十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

- 科学技術振興対策特別委員
- 赤澤 正道君 稻葉 修君
- 河野 正君 小林 信一君
- 内海 清君 島村 一郎君
- 三和 精一君 加藤 清二君
- 受田 新吉君

(特別委員補欠選任)  
一、昨三十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

- 科学技術振興対策特別委員
- 島村 一郎君 三和 精一君
- 加藤 清二君 松前 重義君
- 受田 新吉君 赤澤 正道君
- 稻葉 修君 河野 正君
- 内海 清君

(議案付託)  
一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。  
地方税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一六二二号)  
地方行政委員会 付託

(議案送付)  
一、昨三十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
租稅特別措置法の一部を改正する法律案  
国内旅客船公団法の一部を改正する法律案  
港湾法の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案  
(議案通知)  
一、昨三十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
(議案通知書受領)  
一、昨三十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案  
中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

関稅暫定措置法の一部を改正する法律案  
関稅暫定措置法の一部を改正する法律案  
関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

一、今三十一日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。  
租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円  
但し良質紙は二十円  
送料別  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段(四五)一、四報課